

人にやさしい街づくり推進委員会設置要領

(目的)

第1 人にやさしい街づくりの推進のため、幅広い視野から専門的な審議を行うとともに、的確な助言を得ることを目的として、人にやさしい街づくり推進委員会（以下、委員会という。）を設置する。

(審議事項)

第2 委員会は、前項の目的を達成するため、次の事項について審議を行う。

- (1) 人にやさしい街づくり推進のための条例・指針の質的向上に関する事項
- (2) 人にやさしい街づくり推進のための施策展開に関する事項
- (3) その他、人にやさしい街づくり推進のために必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 4 部会委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員が委嘱されるまでの間は、継続するものとする。
- 6 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員会は、審議事項に関し、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会長)

第5 部会に部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理するとともに、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6 委員会は委員長が、部会は部会長が、それぞれ招集する。
- 2 委員会及び部会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。
- 3 委員会は公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開に支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。
- 4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める。
- 5 会議録は、5年間保存するものとする。

(府内調整会議)

- 第7 委員会の円滑な運営と施策の推進を図るため、委員会のもとに調査研究、調整のための府内調整会議を置く。
- 2 府内調整会議は、必要に応じて、ワーキング・グループを置くことができる。
- 3 府内調整会議は、別に定める者で構成する。
- 4 府内調整会議の座長は、建築局技監をもって充てる。

(庶務)

- 第8 委員会等に関する庶務は、建築局公共建築部住宅計画課において処理する。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、委員会等の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

人にやさしい街づくり推進委員会 庁内調整会議構成員

部　　局	構　成　員	備　考
政策企画局企画調整部	企　画　課　長	
総務局総務部	総　務　課　長	
県民文化局県民生活部	県民総務課長 社会活動推進課長	
環境局環境政策部	環境政策課長	
福祉局福祉部	福祉総務課長 障害福祉課長	
福祉局	高齢福祉課長 子育て支援課長	
経済産業局産業部	産業政策課長	
経済産業局中小企業部	中小企業金融課長	
観光コンベンション局	商業流通課長	
農業水産局農政部	観光振興課長	
建設局土木部	農政課長	
建設局	建設企画課長	
都市・交通局都市基盤部	道路維持課長	
都市・交通局	公園緑地課長	
建築局公共建築部	交通対策課長	
病院事業庁	公営住宅課長	
教育委員会事務局管理部	公共建築課長	
警察本部総務部	管理課長	
警察本部交通部	財務施設課長 施設課長 交通規制課長	